

報 第 1 4 号

専決処分報告について

(道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について)

道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和6年（2024年）3月21日提出

柏崎市長 櫻井雅浩



専第14号

道 路 上 の 事 故 に よ る 和 解 及 び 損 害 賠 償 額 の 決 定 に つ い て

本 市 管 理 の 道 路 上 ( 鏡 町 地 内 ) で 発 生 し た 自 動 車 の 事 故 に 関 し 、 下 記 の と お り 和 解 し 、 損 害 賠 償 額 を 定 め る も の と す る 。

以 上 地 方 自 治 法 ( 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ) 第 1 8 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 専 決 处 分 す る 。

令 和 6 年 ( 2 0 2 4 年 ) 3 月 1 8 日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

相 手 方 の 住 所 及 び 氏 名	和 解 条 件	損 害 賠 償 額
( 記 載 削 除 )	柏崎市は、相手方の自動車の被害総額(84,590円)のうち、80パーセント相当額を損害賠償額として相手方に支払うものとする。	円 67,672